

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和6年度
活 動 報 告 書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆ <u>世田谷区障害者雇用促進協議会概要</u>	1
◆ <u>令和6年度事業計画</u>	4
◆活動報告	
(1) <u>概要</u>	6
(2) <u>総会</u>	8
(3) <u>障害者雇用促進フォーラム2024</u>	14
◆ <u>感謝状贈呈</u>	15
(4) <u>障害者雇用支援プログラム</u>	17
◆参考資料	
(1) <u>会則</u>	24
(2) <u>感謝状贈呈基準</u>	29
(3) <u>構成団体名簿</u>	30

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区（総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部）、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに（UNI）、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ・キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）世田谷区保健センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体（5 団体） ○＝常任会構成団体（5 団体＋常任幹事会）

* 常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長（2 名）を選任

（2）事務局

東京商工会議所世田谷支部

（公社）東京青年会議所世田谷区委員会

世田谷区（障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・建設業・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課）

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

（1）常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局的作用を担い年間3回程度開催している。

（2）総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

（3）障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成 22 年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

(4) 障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者に協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・ 平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・ 平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・ 平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・ 平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・ 平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・ 平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・ 平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

令和6年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1) 区内事業者の障害理解の増進
 - 2) 雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3) 障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1) 障害者雇用助成策の周知
 - 2) 障害者雇用に関する相談への対応
 - 3) ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1) 企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2) 障害者雇用のための制度研究
(短時間雇用や農福連携等、多様な働く場の拡大)
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1) 企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2) 各種イベント等での啓発活動

活 動 報 告

令和6年度 世田谷区障害者雇用促進協議会活動報告 (概要)

件名		日時	内容	会場
総会		5/31(金) 14:00～ 16:00	【議案】 ・ 令和5年度活動報告（案）について ・ 令和6年度事業計画及び活動計画（案）について 【報告】 区の取り組みについて 障害者雇用を取り巻く状況について 【講演】 「ジョブコーチの活用について」	オンライン
常任幹事会	第1回	5/7(火) 10:00～ 11:00	・ 令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について ・ 令和6年度総会について	オンライン
	第2回	9/24(火) 14:00～ 15:00	・ 「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び今後の計画について ・ 障害者雇用促進フォーラム2024の内容について ・ 感謝状贈呈企業について	東京商工会議所世田谷支部会議室
	第3回	3/3(月) 16:00～ 17:00	・ 令和6年度の活動報告 ・ 令和7年度活動計画について	東京商工会議所世田谷支部会議室
障害者雇用支援プログラム	第1回	6/13、14 11/19、20	（公財）東京しごと財団との共催事業 「職場体験実習面談会」 【参加】 企業 延べ80社 面談者 延べ415名	北沢タウンホール
	第2回	7/5(金) 14:00～ 16:00	障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～ 【参加】 企業16社17名、ほか18名、計35名	オンライン
	第3回	7/26(金) 13:30～ 16:10	世田谷区障害者就労支援センター 「すきっぷ」見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～ 【参加】 企業5社5名、ほか8名、計13名	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
	第4回	10/1(火) 13:00～ 16:00	世田谷区「職場体験実習面談会」 ～企業と障害者のマッチング～ 【参加】 企業5社8名	北沢タウンホール

			面談者１０名	
	第５回	11/22(金) 10:00～ 12:00	就職に向けて取り組む 「特別支援学校」見学会 【参加】企業１４社１７名、ほか１５ 名、計３２名	東京都立青 島特別支援 学校
	雇用促進 フォーラ ム 2024 (第６回)	12/8(日) 10:40～ 11:00	感謝状贈呈式 雇用支援：８企業 【参加】企業７社９名、ほか７名、計１ ６名	保健医療福 祉総合プラ ザうめとぴ あ

※プログラム第２回～６回で、のべ企業４７社５６名、ほか４８名、計１０４名が参加

<参考>

平成２４年度から令和６年度までの１３年間で、プログラム参加企業のうち、１０８社が
２７０名の障害者を雇用した。（区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績）

令和6年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会

I. 議事

(1) 令和5年度協議会活動について【承認】

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。
- ・ 障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者の講演や、障害者施設の見学等でプログラムを構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全7回のプログラムのうち第2回～7回で延べ企業51社66名、ほか67名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを目的に、障害者雇用促進フォーラムを12月に実施した。区民ふれあいフェスタと合同で開催し、感謝状贈呈式を実施。障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ、区長からの感謝状の贈呈を区役所ブライツホールで行った。障害者の就労支援に大きく貢献している企業への感謝状を、「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で7社に贈呈させていただいた。

(2) 令和6年度協議会活動（予定）について【承認】

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

II. 講演会

「安定した障がい者雇用のために～東京ジョブコーチの活用と支援の流れ～」

講師：東京ジョブコーチ支援センター 石井 センター長

東京ジョブコーチ 梅田 耕一 氏

1 概要

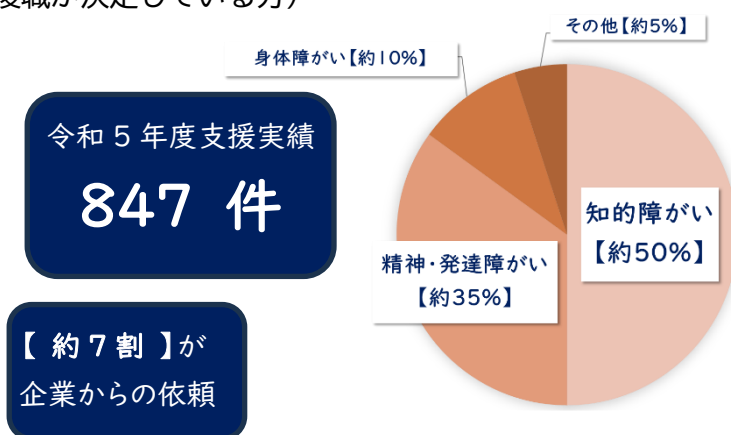
障害者雇用に取り組む企業及び障害のある社員双方に対して中立的な支援を行っている「東京ジョブコーチ」について、支援内容や活用のポイントに関する講演をいただいた。

2 「東京ジョブコーチ」とは

- ◆ 東京都独自事業である東京ジョブコーチ職場定着支援事業に基づいて、（公財）東京しごと財団が認定登録した職場適応援助者
- ◆ 中立的な立場から企業・障害のある社員の双方に働きかけて、業務環境の調整やコミュニケーションの「橋渡し」を行う。

3 「東京ジョブコーチ」の支援について

- ◆ 支援対象者
 - ・ 都内在住または在勤の方
 - ・ 障害者手帳のある方
（手帳を所持していなくても、医師の意見書などで対象となる場合があります）
 - ・ 就業中の方（就職または復職が決定している方）
- ◆ 支援実績（障害種別ごと）
 - 知的障害：約50%
 - 精神・発達障害：約35%
 - 身体障害：約10%
 - その他：約5%
- ◆ 支援依頼経路
 - 企業：68%
 - 支援機関：28%
 - 本人・家族等：4%



4 具体的な支援のイメージ

- ◆ 支援内容
 - 【企業】
 - ・ 適性に合った職務の提案
 - ・ 障がい特性や対応上の配慮点、指導・対応方法のアドバイス 等
 - 【障害のある社員】
 - ・ 業務習得のサポート
 - ・ ビジネスマナー
 - ・ コミュニケーションの取り方

“オーダーメイド”の支援内容

【業務習得・ 環境調整支援】

- 支援対象者…業務習得、不安軽減
- 職場担当者…障害特性や対応上の配慮点を伝える



【面談支援】

- 精神の安定
- セルフコントロールスキル
- 自己理解



【集合研修支援】

- 東京ジョブコーチが“講師”として登壇
- ビジネスマナーやソーシャルスキルに関する研修開催



【オンライン 面談支援】



【通勤支援】

公共交通機関の利用方法、安全に通勤できる経路を確認



業務習得・環境調整支援

例えば!

- ・なかなか仕事を覚えてくれないなあ〜…【業務習得】
- ・以前は、出来ていたはずなのに?!…【業務習得】
- ・最近、表情が暗く感じる…【不安軽減】
- ・周囲との関係が悪い…【不安、関係／環境整備】
- ・何か言えてないことがあるように感じる(¬¬;)…【特性の理解促進】

面談支援

例えば!

【本人から】

- ・メンタル不調が続いている
- ・うまく自分のことを伝えられない
- ・理解してもらえない
- ・なんとなくの不安…

【企業から】

- ・仕事が続けられる状態なのか不安…
- ・配慮しているつもりだが、不足がないか?
- ・企業側に言いにくいことがあるかも?!

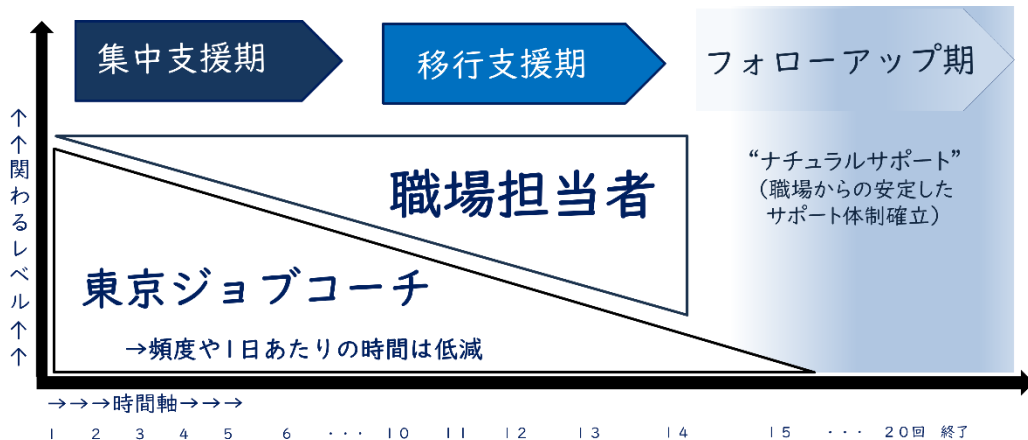
通勤支援・集合研修支援

例えば!

- ・安全に通勤が出来るか心配【実習・就労後すぐ】
- ・家を出る時間は変わっていないのに、遅刻が多くなってる【入社後数年経過】
- ・“挨拶” “報・連・相” など、ロールプレイを交えた研修の開催

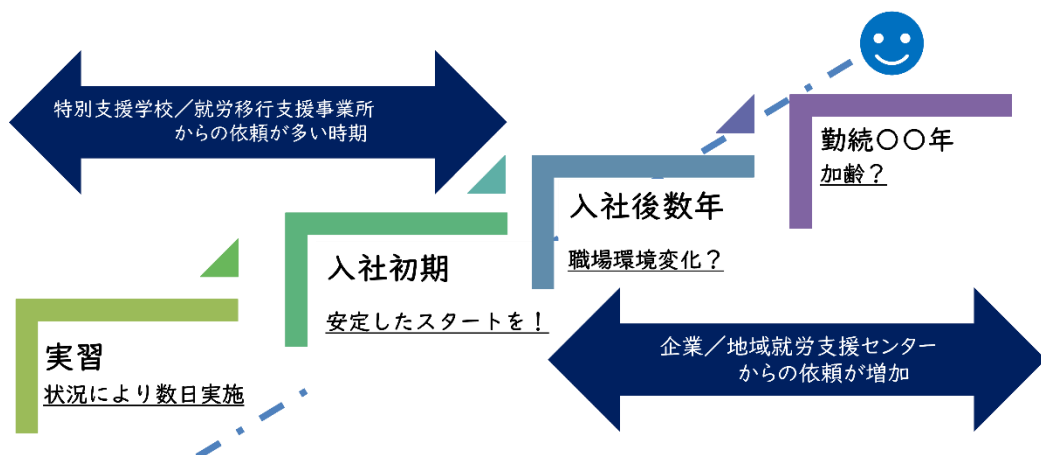
5 事業の特徴

- ◆ 1回の依頼につき支援回数は最大で20回（20日）
状況により「再支援」（2クール目）も利用可能



※ 集中期から移行期にかけて、職場担当者と連携して計画的に支援を実施していきます。

- ◆ 利用料は無料
- ◆ 多彩な専門性や機動力を発揮して支援を実施
豊富な経験・キャリアのある約80名が在籍
企業の困りごとに適した人材を2週間以内に調整し、「支援計画」を提案
 - ・ OJT (On the Job Training) のサポート
 - ・ 課題・困りごとの“見える化”
 - ・ 支援機関登録のサポート
 - ・ 再アセスメント
 - ・ “持続可能”な職場環境調整



～勤務年数とともに支援体制は変化します～
～支援を“つなぐ”ことも東京ジョブコーチの役割です～

6 活用する上での注意

■ 求職活動のサポート

→できません

採用または採用前実習の決定後、支援申し込み可能です

■ “評価”をすること

→できません

(例)「面談の時、東京ジョブコーチより評価を伝えてほしい」

→面談への同席はできますが、“評価”はできません

支援中に見た事実をもとに客観的情報(例:1時間で遂行できた業務量は●●・・・等)を共有します

■ “生活”や“医療”への支援

→できません

→家族へのアプローチ、通院同行など、
生活面・医療面への直接的な支援はできません
支援機関の方と、役割分担しながら進めます

■ 支援対象者の自宅へ出向いての支援

→できません

在宅勤務中の支援の場合→オンラインにて対応は可能です

東京ジョブコーチ支援センター

(JR・大江戸線代々木駅より徒歩約5分)

渋谷区代々木1-11-2 フロンティア代々木 3階

TEL:03-3378-7057

受付時間：平日 9時00分～17時00分

■企業向け個別相談会を定期開催しています
お気軽にご予約ください



世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2024

(感謝状贈呈実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

令和６年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で８社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆イカリ消毒株式会社 様（渋谷区）

障害者雇用の職員全員参加による社内会議を実施して、メンバーの成長意欲を促進するだけでなく、支援者による職場訪問面談や訪問型ジョブコーチを積極的に活用するなどして、働きやすい環境づくりに努めてくださっています。

また、世田谷区精神・発達就労支援ネットワークや事業所のイベントへご登壇いただくなど、支援機関とのパートナーシップを大切にされています。

◆株式会社DDグループ 様（港区）

定期的な評価面談の実施や課題改善策の検討だけでなく、本人の気持ちが前向きになる言葉をしっかりと伝えてくださることで、課題にも意欲的に取り組んでいます。

また、本人の状況を機敏に察知して支援機関への相談を促すなどし、安定して就労できるようにサポートしてくださっています。結果として８年以上に渡る継続的な雇用につながるなどの成果を上げておられます。

◆ゆうせいチャレンジド株式会社 様（世田谷区）

ジョブコーチを配置し、本人の状況についてきめ細かく相談ができる体制を整えてくださっています。業務の評価及び課題の共有を具体的に行うことで、本人のモチベーション向上や、体調の安定につながっています。

また、通勤の負担を軽減するために自宅近くへの異動を調整するなど、現在は自ら職場内で相談解決できる力や職場内の関係性が培われ、安定した勤務ができています。

◆ミネバアミツミ株式会社 様（港区）

会社全体で障害者チームの存在や活躍を共有し、日常的に声をかけてくださるなど、温かい雰囲気職場を作っています。

障害特性に合わせた業務の切り出しやスモールステップでの指導だけでなく、視覚的に分かりやすい工夫を凝らした指示出しによる業務サポートを積極的に行っています。

また、ジョブコーチなどの外部人材の活用や支援機関や家庭との連携による定着支援を図っています。

◆学校法人 青山学院 様（渋谷区）

専任の障害者就労支援担当者が、本人たちの障害特性を考慮して指示出しのやり方を変え、グループの組み方にも配慮するなどして支援を行っています。

また、近年の暑さなど環境面に配慮し、外作業時の熱中症対策としてファン付きのベストを導入するなど、仕事をする上で必要な働きやすい環境調整を行ってくださっています。

大学の長期休校中には勤務日数を調整して本人たちの体調を配慮するなど、働きやすい環境も整えてくださいます。

◆日本赤十字社医療センター 様（渋谷区）

業務だけでなく、休憩中などでも日常的にコミュニケーションを取って働きやすい環境づくりをしてくださっています。また、積極的な業務の切り出しにより、一人一人の障害特性に合わせた業務の提供をしてくださるので、ご本人が安定した就労を行えるようになっています。

さらに、本人との面談だけでなく、支援機関や家庭と情報交換による連携を密に行いながら定着を図っていらっしゃいます。

◆みずほビジネス・チャレンジド株式会社 様（町田市）

先駆的な取り組みとして専任の企業内ジョブコーチを複数人配置してメンタル面での支援を充実させるなど、安心して働けるような環境づくりを実施されています。

また、集中型の業務が得意な方の配置と、活動の多い作業が得意な方との配置を区別するなど、障害者雇用の職員が適材適所に分けられて配置おり、それぞれの障害特性を活かして活躍できる場所を作ってくださいしています。

◆双日シェアードサービス株式会社 様（千代田区）

社内における障害理解を促進して職場環境の整備に取り組んでいらっしゃいます。

また、精神保健福祉などに詳しいスタッフを雇用して定期的な面談の実施を通じて生活面の安定を図るなどして、定着支援にも力を入れています。

障害者スタッフの中でのリーダー格を置きながら、自分たちで考えて作業を進めるように促しながら、賃金に反映することでモチベーションを上げることに考慮されています。

令和6年度

障害者雇用支援プログラム

第1回
(公財)東京しごと財団との共催による
「職場体験実習面談会」

令和6年6月13日、14日 11月19日、20日
北沢タウンホール

【参加企業数】延べ80社 【面談者数】延べ415名

(公財)東京しごと財団が年8回程度実施をしている「職場体験実習面談会」を区および本協議会との共催により北沢タウンホールで実施した。

■職場体験実習とは？

- ・企業が障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務を体験してもらう事業です。
- ・職場体験実習は企業と障害者双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害者にとっては職業準備性を高めるための有効なツールです。
- ・職場体験実習面談会は、障害者と就労支援機関の支援員がペアで参加します。企業は一度に複数の障害者と面談することができます。

○ 実施概要

対象企業：都内に本社または事業所がある企業等

参加者：都内の就労支援機関から推薦された障害のある方

面談時間：1名15分

参加企業：各日20社



第2回 障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～

令和6年7月5日（金）14:00～16:00

オンライン

【参加】企業16社17名　ほか18名　計35名

講師：世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 牧嶋 氏
世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと センター長 湯浅 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに センター長 和田 氏

■ 世田谷区の障害者就労支援

障害者の一般就労の機会を広げ、安心して働き続けられるために、区内には様々な支援機関があることを紹介した。世田谷区では、障害種別に応じて3つの障害者就労支援センターを設置するとともに、区内福祉施設を構成員とするネットワークを構成し、就労支援に取り組んでいることを説明した。

■ 採用から定着までのポイント

新規採用に向けた準備から面接及び採用まで、障害種別に応じた配慮とポイントを説明した。

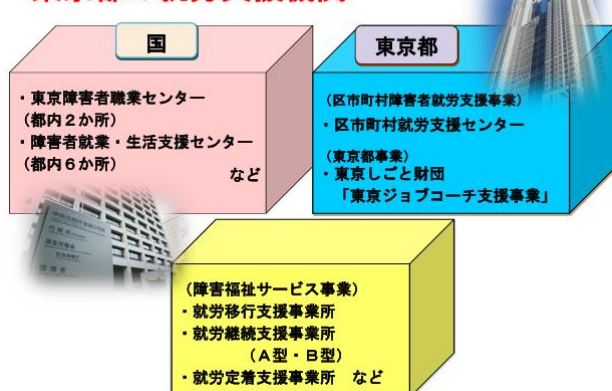
■ 採用後に安定した就業を支えるための職場定着について、採用後のフェイズに合わせた配慮事項やコミュニケーションのヒントを説明した。

■ 事前質問への回答・意見交換

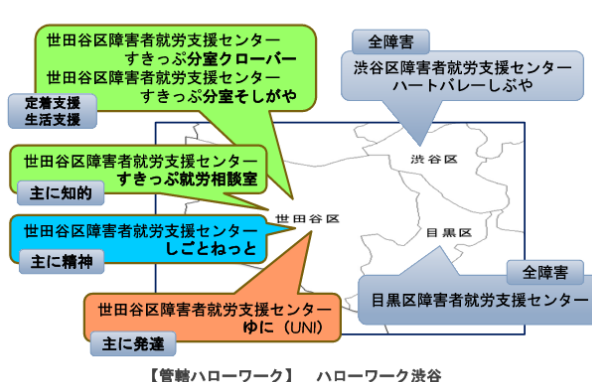
◆ 参加者の声

- ・ 支援機関の在り方や定着までの支援等を知ることができて大変参考になった。
- ・ 今後の個別面談を実施する上で参考になった。
- ・ 障害者雇用で実際に支援している現場でのケースに当てはまるものがいくつかあり、就労定着の参考にしたいと思った。
- ・ 障害者雇用の受入れに際して、事前の準備・障害特性を知ることなどが大切であると感じた。
- ・ 他の企業の成功事例や失敗事例を知りたい。

東京都の就労支援機関



世田谷区の就労支援センター



第3回

障害者就労支援施設『すきっぷ』見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～

令和6年7月26日（金）13:30～16:10
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
【参加】企業5社5名　ほか8名　計13名

■ 「すきっぷ」の概要と支援体制

主に知的障害のある方の「働きたい！働きたい！」を応援する、区内最大の就労移行支援事業所として平成10年に開所、これまで多数の就職を実現してきた「すきっぷ」の活動や支援体制について、説明した。

■ 作業室見学、利用者インタビュー

就職へ向けての訓練場面（印刷班とクリーニング班の作業の様子）を見学していただいた。また、施設職員による利用者へのインタビューをとおして「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

■ 職場で役立つワークショップ

障害のある方にも伝わりやすいマニュアル作成のコツ等、実際の職場で役立つ内容でワークショップを行った。

◆ 参加者の声

- ・ 具体的な取り組みへの課題が明確になる内容であった。
- ・ 実際に利用者の方が作業されている様子や、利用者ご本人の声を見たり聞いたりすることができてとても良かった。
- ・ 就労支援センターによるサポート体制を知ることができて良かった。
- ・ 知的障害について理解が浅い部分もあったため、今回学んだことは今後の参考にしていきたい。



第4回
世田谷区「職場体験実習面談会」
～企業と障害者のマッチング～

令和6年10月1日（火）13:00～16:00
北沢タウンホール

【参加】企業5社8名 面談者10名

企業と障害のある方の双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害のある方については職業準備性を高めるための有効な手段である「職場体験実習」の面談会を実施した。

区内の就労支援機関を利用する求職者に対して、参加した世田谷区近隣の企業が面談を実施した。今回の面談会を通じて、企業実習に結び付いた求職者もあり、障害者雇用の促進につながった。

■ 職場体験実習の流れ（イメージ）

申込み → 面談会 → 選考 → 実習決定 → 実習 → 雇用準備 → 雇用

■ 面談会の内容

- ・ 企業ごとのブースを設け、求職者は支援員同席のもと面談を実施。
（面談時間は15～30分程度）
- ・ 求職者は事前に学歴やアピールポイント、配慮事項などを記載した「プロフィールカード」を事前作成し、当日企業の担当者へ渡すことにより、双方のミスマッチをなくした。



第5回 就職に向けて取り組む「特別支援学校」見学会

令和6年11月22日（金）10:00～12:00

東京都立青鳥特別支援学校

【参加】企業14社17名　ほか15名　計32名

■ 学校の概要について

青鳥特別支援学校の概要や「普通科」および令和5年度に開設された「職能開発科」の授業カリキュラムについて教務主任の先生からご紹介いただいた。

■ 授業見学

普通科の授業様子や、職能開発科の生徒「職業に関する専門教科」の授業で取り組んでいる事務、情報処理、食品、清掃、物流を実践的に学んでいる様子などを見学していただいた。

■ 都立特別支援学校の進路指導の取みについて

特別支援学校の進路指導の取組みと現場実習から就職までの流れや、会社との相談や連携を経て企業就労に結びついた事例など進路専任の先生からご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・ 生徒の皆さんと直接話すことができて良かった。
- ・ 授業見学を通じて色々なカリキュラムで生徒の皆さんの学びや刺激になると強く感じる事ができた。
- ・ 卒業生が就職後にどのように活躍されているのかなど、直接話を聞ける機会があると良い。
- ・ デジタルピッキングやタブレットを活用した在庫管理等のシステム化された物流の授業は大変参考になった。



参 考 資 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・建設業・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体(別表1)
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設(別表2)
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体(別表3)
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関(別表4)
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。
- (2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき

(3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会はすべての委員をもって構成する。
- 2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員（別表5）
- 3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員（別表6）
- 4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 常任幹事 若干名

(役員の選出)

第14条 役員の選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員の補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員の実任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員の実任)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会の招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会の成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

(常任幹事会の議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会の議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会の招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。

2 常任会は常任幹事会の要請により必要に応じて開催する。ただし、委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を開催する。

(常任会の任務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認を行う。

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表1～7

別表1	第5条（1）	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、（公財）世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、（公社）世田谷工業振興協会		
別表2	第5条（2）	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
【教育機関】東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校		
【事業所】世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイ-キャリア、東京都発達障害者支援センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団		
【施設】世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに（UNI）、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、（公財）世田谷区保健センター、障害者の就労支援を行う区内施設3施設（持ち回りによる）		
別表3	第5条（3）	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表4	第5条（4）	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）東京しごと財団、世田谷区（総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部）		
別表5	第12条（2）	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、（公財）世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、（公社）世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表6	第12条（3）	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、（公財）世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表7	第12条（4）	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区 事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長 事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿 令和7年4月1日現在

全体会	常任幹事会	1	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		2	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
		3	東京都立青鳥特別支援学校	〒154-0002 世田谷区下馬2-38-23
		4	(公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
		5	世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
		6	世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		7	(公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		8	渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
		9	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
		10	世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
	常任会	11	特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101
		12	社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13
		13	世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F
		14	世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F
		15	障害者就業・生活支援センター アイ・キャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W. OKUSAWA4F
		16	東京都発達障害者支援センター おとなTOSCA	〒112-0012 文京区大塚4-45-16 小石川東京病院内
		17	東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27
		18	渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F
		19	東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F
		20	(公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F
		21	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7
		22	(株)世田谷サービス公社	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
		23	(福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟
		24	(福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
		25	(公財)世田谷区保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10区立保健医療総合プラザ内
		26	世田谷区立砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1
		27	区内障害者施設(身体)代表 (R05～R07) 就労移行支援事業所 Do-will	〒158-0097 世田谷区用賀3-11-15 C・Iビル2階
		28	区内障害者施設(知的)代表 (R05～R07) 就労移行支援事業所 グディ	〒154-0012 世田谷区駒沢2-11-1 駒沢フォーラムガーデン401
		29	区内障害者施設(精神)代表 (R05～R07) にゃんこの館	〒157-0071 世田谷区千歳台3-3-16 HN千歳台ビル4階
		30	東京都立田園調布特別支援学校	〒145-0071 大田区田園調布5-43-6

	保健福祉課 (世田谷区総合支所保健福祉センター保健福祉課)	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
	健康づくり課 (世田谷区北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課)	〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18北沢タウンホール内
	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長)	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	工業・建設業・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
	健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・建設業・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和7年5月発行